

住民税の税率が10%に統一されました

住民税の税率が、これまでの3段階(5%、10%、13%)から一律10%(市民税6%、県民税4%)になり、所得税の税率も変更されました。
〔所得税と住民税を合わせた税率はこれまでと変わりません〕

移譲前	所得税		+	住民税		=	合計税率
	課税所得	税率		課税所得	税率		
	195万円以下	10%		200万円以下	5% (市3%県2%)		15%
	330万円以下			700万円以下	10% (市8%県2%)		20%
	695万円以下			700万円超	13% (市10%県3%)		30%
	900万円以下	20%					33%
	1,800万円以下						43%
	1,800万円超						50%
	1,800万円超	37%					
移譲後	所得税		+	住民税		=	合計税率
	課税所得	税率		課税所得	税率		
	195万円以下	5%		200万円以下	10% (市6%県4%)		15%
	330万円以下	10%		700万円以下			20%
	695万円以下	20%		700万円超			30%
	900万円以下	23%					33%
	1,800万円以下						43%
	1,800万円超						50%
	1,800万円超	40%					

分離課税を除く。住民税は19年度(18年1月~12月分所得)、所得税は19年分(19年1月~12月分所得)から適用

税負担総額は変わりません

税源の移し替えなので、税源移譲の前後で「所得税+住民税」の合計負担額は変わりませんが、多くの方は所得税が減り住民税が増えます。

税源移譲前と移譲後の所得税と住民税

税源移譲により住民税が増えても、所得税が減るため、納税者の税負担は変わりません。

移譲前 (18年度)	所得税		+	住民税	
	所得	税		所得	税
移譲後 (19年度)	所得			住民税	

夫婦+子供2人 子供1人が特定扶養親族(16~22歳)

給与収入	税源移譲前(単位:円)			→	税源移譲後(単位:円)			負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計	
300万円	0	9,000	9,000		0	9,000	9,000	0円
500万円	119,000	76,000	195,000		59,500	135,500	195,000	0円
700万円	263,000	196,000	459,000		165,500	293,500	459,000	0円
1,000万円	688,000	442,000	1,130,000		590,500	539,500	1,130,000	0円

一定の社会保険料が控除されているものとして計算しています(住民税減額措置のための調整控除を行っています)。住民税の均等割は含まれていません。定率減税は廃止されるため計算に含みません。

税額が変わる時期は?

所得税と住民税では、納税方法の違いにより影響時期が異なります。給与所得者と年金受給者は、すでに所得税が減額されており、今後6月から市・県民税が増額になります。

納税者	所得税	住民税
給与所得者	19年1月~19年12月 (給与天引き、12月に年末調整)	19年6月~20年5月 (毎月、給与天引き)
年金受給者	19年2月~(年金より天引き) 20年2月~3月(確定申告)	19年6月~(個人納付) (6月、8月、10月、翌年1月)
個人事業者	20年2月~3月(確定申告) 予定納税(19年7月、11月)	19年6月~(個人納付) (6月、8月、10月、翌年1月)



税源移譲

地方公共団体が自主性を発揮し、住民により身近で効率的な行政サービスを提供できるよう、国の所得税から地方の住民税(市・県民税)へ3兆円の税源移譲が行われます。これに伴い、所得税と住民税が19年から変わりました。

所得税・住民税が変わりました

19年から

問合せ

市民税課
☎436-2214

定率減税は廃止されました

所得税と住民税の定率減税が19年から廃止されました。そのため、今まで減額されていた分が課税されることにより、税負担が増えることになります。

所得税 税額の10%を減額(12万5千円を限度) → 19年分から廃止

住民税 税額の7.5%を減額(2万円を限度) → 19年度から廃止

モデルケース 夫婦+子供2人・給与収入700万円(年額)

平成18年		平成19年	
所得税	263,000円	所得税	165,500円
・定率減税	26,300円	住民税	293,500円
住民税	196,000円	合計	459,000円
・定率減税	14,700円		
合計	418,000円		



子供のうち1人が特定扶養親族(16~22歳)に該当するものとして計算しています。一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

税源移譲後の所得税・住民税の計算例

年金受給者(65歳、夫婦2人世帯のケース) (単位:円)

区分	税源移譲前		税源移譲後	
	18年分所得税	18年度住民税	19年分所得税	19年度住民税
年金収入	3,000,000			
所得 (A)	1,800,000			
所得控除	社会保険料控除	159,900	159,900	159,900
	配偶者控除	380,000	330,000	380,000
	基礎控除	380,000	330,000	380,000
	控除合計 (B)	919,900	819,900	919,900
課税所得(A - B) (C)	880,000	980,000	880,000	980,000
税率 (D)	10%	5%	5%	10%
税額(C × D) (E)	88,000	49,000	44,000	98,000
調整控除 (F)				5,000
合計(E - F)	137,000		137,000	
定率減税 (G)	8,800	3,700	廃止	廃止
税額(E - F - G) (H)	79,200	45,300	44,000	93,000
均等割額 (I)		4,000		4,000
税額合計(H + I)	128,500		141,000	

税源移譲後の税額合計が増えるのは、定率減税が廃止されたことによります。
 調整控除(F)の算出方法
 [19年度住民税の課税所得金額(C)が200万円以下の場合]
 所得税と住民税の人的控除(配偶者控除、基礎控除)の差額(100,000円)と課税所得金額(980,000円)の小さい額の5%となるので、
 100,000円 × 5% = 5,000円 が調整控除となります。

左表は、年金受給者(65歳、夫婦2人世帯、年金収入300万円)の税源移譲前と移譲後の所得税・住民税を具体的に計算したものです。税源移譲による税負担は変わりませんが、定率減税が廃止されましたので、その分税負担は増えています。

下表は、年金受給者と給与所得者の税源移譲前と移譲後の所得税・住民税の税額を試算したものです。各モデルケースでの税額を参考にしてください。ただし、各々の所得控除(生命保険料控除、医療費控除など)により実際の税額は異なってきます。

19年度市・県民税の納税通知書は
6月11日(月)に発送します

税源移譲前と移譲後の所得税・住民税の税額試算

(単位:円)

年金受給者
(65歳、夫婦2人世帯のケース)



年金収入	所得税			住民税			所得税 + 住民税		
	18年分	19年分	負担増減額	18年度	19年度	負担増減額	18年分+18年度	19年分+19年度	負担増減額
200万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0
225万円	16,300	9,100	7,200	16,900	27,100	10,200	33,200	36,200	3,000
250万円	37,300	20,700	16,600	27,700	50,500	22,800	65,000	71,200	6,200
275万円	58,200	32,300	25,900	38,500	73,600	35,100	96,700	105,900	9,200
300万円	79,200	44,000	35,200	49,300	97,000	47,700	128,500	141,000	12,500
325万円	100,000	55,600	44,400	59,900	120,100	60,200	159,900	175,700	15,800
350万円	116,800	64,900	51,900	68,500	138,700	70,200	185,300	203,600	18,300
400万円	148,200	82,300	65,900	84,700	173,600	88,900	232,900	255,900	23,000
450万円	182,900	105,800	77,100	108,700	214,700	106,000	291,600	320,500	28,900
500万円	218,500	145,300	73,200	145,200	254,200	109,000	363,700	399,500	35,800

(単位:円)

給与所得者
(夫婦 + 子供2人世帯のケース)
子供1人は特定扶養親族(16~22歳)



給与収入	所得税			住民税			所得税 + 住民税		
	18年分	19年分	負担増減額	18年度	19年度	負担増減額	18年分+18年度	19年分+19年度	負担増減額
200万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0
300万円	0	0	0	12,300	13,000	700	12,300	13,000	700
400万円	44,100	24,500	19,600	41,900	69,500	27,600	86,000	94,000	8,000
500万円	107,100	59,500	47,600	74,300	139,500	65,200	181,400	199,000	17,600
600万円	170,100	94,500	75,600	116,800	220,500	103,700	286,900	315,000	28,100
700万円	236,700	165,500	71,200	185,300	297,500	112,200	422,000	463,000	41,000
800万円	320,400	258,500	61,900	260,000	377,500	117,500	580,400	636,000	55,600
900万円	464,400	418,500	45,900	340,000	457,500	117,500	804,400	876,000	71,600
1,000万円	619,200	590,500	28,700	426,000	543,500	117,500	1,045,200	1,134,000	88,800

18年分の所得税と18年度の住民税の合計税額に比べて、19年分と19年度の合計税額が増えているのは、定率減税が廃止されたことによります。一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。住民税の均等割4,000円を含みます。